

# 令和3年加茂市議会9月定例会会議録（第4号）

10月5日

---

## 議事日程第4号

令和3年10月5日（火曜日）午前9時30分開議

- 第1 第50号議案から第56号議案まで、第65号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案まで
- 第2 第57号議案から第64号議案まで
- 第3 請願第3号及び第4号
- 第4 議員発案第6号
- 第5 議員発案第7号から第11号まで

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 第50号議案 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第10号）
- 第51号議案 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第52号議案 令和3年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 令和3年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 令和3年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 令和3年度加茂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 加茂市デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の制定について
- 第66号議案 加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第67号議案 加茂市営市民バス条例の一部改正について
- 第69号議案 加茂市総合計画基本構想の策定について
- 第70号議案 加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置の廃止について
- 第71号議案 加茂市浄化センター建設工事委託に関する協定の締結について
- 第72号議案 市道路線の認定について
- 日程第2 第57号議案 令和2年度加茂市一般会計決算の認定について
- 第58号議案 令和2年度加茂市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第59号議案 令和2年度加茂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第60号議案 令和2年度加茂市宅地造成事業特別会計決算の認定について
- 第61号議案 令和2年度加茂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 第62号議案 令和2年度加茂市介護保険特別会計決算の認定について
- 第63号議案 令和2年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第64号議案 令和2年度加茂市水道事業会計決算の認定について

- 日程第3 請願第3号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願  
請願第4号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願
- 日程第4 議員発案第6号 加茂市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議員発案第7号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書  
議員発案第8号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書（国）  
議員発案第9号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書（県）  
議員発案第10号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書  
議員発案第11号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書

○出席議員（18名）

1番	森友和君	2番	大橋一久君
3番	橋本昌美君	4番	中沢真佐子君
5番	三沢嘉男君	6番	白川克広君
7番	佐藤俊夫君	8番	大平一貴君
9番	浅野一明君	10番	滝沢茂秋君
11番	森山一理君	12番	山田義栄君
13番	中野元栄君	14番	安田憲喜君
15番	樋口博務君	16番	安武秀敏君
17番	樋口浩二君	18番	関龍雄君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
総務課長	明田川太門君	企画財政課長	車谷憲繁君
税務課長 会計課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会 事務局長	大竹久範君
商工観光課長	吉田裕之君	市民課長	智野賢一君
環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長	土田修也君	加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君

教 育 長	山 川 雅 己 君	教 育 委 員 会 庶 務 課 長	草 野 智 文 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 原 利 章 君	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	有 本 幸 雄 君
教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五 十 嵐 卓 君	監 査 委 員	山 口 昇 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	齋 藤 美 佐 子 君		

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	大 野 博 司 君	次 長	坂 井 恵 里 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱 託 速 記 士	山 田 真 織 君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第4号に入ります。

日程第1 第50号議案から第56号議案まで、第65号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案まで

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、第50号議案から第56号議案まで、第65号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第72号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長 佐藤俊夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第50号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか3件でありまして、これについて去る9月28日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第50号議案のうち本委員会所管の部分、第66号議案、第69号議案及び第70号議案の以上4件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、11番、森山一理君。

〔産業建設常任委員長 森山一理君 登壇〕

○産業建設常任委員長（森山一理君） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第50号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか4件でありまして、これについて去る9月24日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第53号議案、第56号議案、第71号議案及び第72号議案の以上4件については、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第50号議案のうち本委員会所管の部分については、内容の説明に対し質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、5番、三沢嘉男君。

〔社会厚生常任委員長 三沢嘉男君 登壇〕

○社会厚生常任委員長（三沢嘉男君） おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第50号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか6件でありまして、これについて去る9月27日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第50号議案のうち本委員会所管の部分、第51号議案、第52号議案、第54号議案、第55号議案、第65号議案及び第67号議案の以上7件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、安武秀敏君。

○16番（安武秀敏君） 第50号議案について反対討論いたします。

商工関係のですね加茂七谷温泉美人の湯管理費、旧回数券等利用による入館料負担金について352万5,000円が計上されていますけど、旧回数券等ですね。この「等」とは何だかという無料招待券のことですね。何で無料招待券としないのか。招待券は、回数券の3倍ぐらいの利用があるのです。今年の1月末で回数券、大人725人、無料招待券2,206人、多いほうを「等」にしている。おかしいです。これは付録ですけど。回数券についてはお金払っているから、いいでしょうけど、それより多い無料招待券について、これをですね今回予算に上げてきましたけど、これは最初の指定管理料の5,000万円の中に入っていると私は理解しています。加茂人のほうだって有料と回数券、それから無料招待券あるのは、これはちゃんと想定できるものですから、これをちゃんと想定した中で5,000万円で含まれているということです。あと、委員会の答弁で副市長は積み上げたものじゃないと、5,000万円は、5,000万円なら議会を通るだろうということ、5,000万円としたというような、血税をですね適当な考えで予算化するのはちょっと納税者に対して失礼じゃないかと。ちゃんと脳漿を絞って最少の予算で最大の効果を上げるようにするのが行政の仕事でございます。ということで、第50号議案について反対いたします。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 2番、大橋一久君。

○2番（大橋一久君） 第69号議案加茂市総合計画基本構想について、賛成の立場で討論いたします。

策定に携わった市民の方々、アンケートを記入した子供たち、職員の方々に敬意を表し、賛成をいたします。10年後の加茂市がどうあるべきか、活気ある元気なまちになっていなくてはなりません。未来の人口推計に対し、10人でも20人でも、100人でも200人でも上回るような様々な具体策に取り組んでいなくてはなりません。これから示される具体策については、加茂市の未来を思い、しっかりと考え、意見を述べていきたいと思えます。一日でも早くマスクなしで生活できる社会になり、お互いの笑顔がストレートに伝わる加茂市に、そして10年後の全ての加茂市民の方々の心が笑顔あふれるまちになるよう、そのような未来を想像し、加茂市総合計画基本構想に賛成をいたします。

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） 69号議案について反対討論です。今回は総合計画の上位計画である基本構想について議会の承認を得たいとのことですが、反対の立場で討論を行います。

2点について意見を述べます。1つは、Society 5.0についてです。基本構想の社会や経済の変化の項に次のようにあります。日本社会が目指すべき未来社会の姿としてSociety 5.0が提唱されています。IoTで人と物がつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで様々な課題解決が期待されていますと書かれて、簡単なイメージ図が描かれています。これは2016年、初めて閣議決定されたものです。内閣府によると、Society 5.0は、Society 1.0、狩猟社会、Society 2.0が農耕社会、Society 3.0が工業社会、Society 4.0は情報社会、それに続くSociety 5.0は仮想空間とフィジカ

ル空間の融合で豊かな社会を実現すると書かれています。今盛んに言われるデジタルトランスフォーメーションが発展していくと、Society 5.0のスマートシティになるとも書かれています。しかし、これらは全てビッグデータが基になっており、私たちのあらゆる個人情報が行政や巨大IT企業に集積する危険が指摘され、議論がなされています。国のビジョンではありますが、多くの市民がまだよく理解していないものを取り入れるべきではないと考えます。自治体においてもデジタルトランスフォーメーション、デジタル革命という、これもなかなか理解しづらい言葉1つで、国が地方自治体の情報システムの仕様、つまり書類等の書式の共有化、標準化を推進していくこととなります。それが自治体にとっていいことかどうかを見極めながら進めていっていただきたいと思います。大事なことは、私たちはどういう未来を望むのか、それを議論しながらデジタル技術の恩恵を選び取っていく必要があるのではないのでしょうか。

2点目は、これは付け足しではありますが、基本構想を読みまして、ちょっと元気が出ない。いろいろな少子高齢化、公共施設の老朽化、インフラの老朽化、これは全ての自治体が抱えている問題だと思います。基本構想は、これから10年間の計画です。厳しい財政事情の中でもちょっと楽しくなるような施策と励ましがが必要です。そのように書けないものなのでしょうか。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第70号議案加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置の廃止についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案から第67号議案までの各条例の制定、一部改正についての3件を一括して採決いたします。

以上3件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第69号議案加茂市総合計画基本構想の策定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案加茂市浄化センター建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案から第56号議案までの令和3年度各会計補正予算6件を一括して採決いたします。

以上6件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 第57号議案から第64号議案まで

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、第57号議案から第64号議案までの各会計決算の認定についての8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会における付託議案の審査の結果について、各特別委員長より報告を求めます。

初めに、決算審査第1特別委員長、9番、浅野一明君。

〔決算審査第1特別委員長 浅野一明君 登壇〕

○決算審査第1特別委員長（浅野一明君） 決算審査第1特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第57号議案令和2年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分について1件でありまして、これについて去る9月29日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第57号議案のうち本委員会所管の部分について、内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第2特別委員長、7番、佐藤俊夫君。

〔決算審査第2特別委員長 佐藤俊夫君 登壇〕

○決算審査第2特別委員長（佐藤俊夫君） 決算審査第2特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第57号議案令和2年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか3件でありまして、これについて去る9月30日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第57号議案のうち本委員会所管の部分、第60号議案、第61号議案及び第64号議案の以上4件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算審査第3特別委員長、11番、森山一理君。

〔決算審査第3特別委員長 森山一理君 登壇〕

○決算審査第3特別委員長（森山一理君） 決算審査第3特別委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本特別委員会に付託されました議案は、第57号議案令和2年度加茂市一般会計決算のうち本委員会所管の部分についてほか4件でありまして、これについて去る10月1日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第57号議案のうち本委員会所管の部分、第58号議案、第59号議案、第62号議案及び第63号議案の以上5件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特段意見を付することなく、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。



○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第57号議案から第64号議案までの各会計決算の認定についての8件を一括して採決いたします。

以上8件について委員長の報告はいずれも認定であります。

お諮りいたします。以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

### 日程第3 請願第3号及び第4号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、請願第3号及び第4号を一括議題といたします。

各常任委員会における付託請願の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、7番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長 佐藤俊夫君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君） 総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第3号「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の1件でありまして、これについて去る9月28日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第3号について、内容審査の結果、趣旨妥当として、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、5番、三沢嘉男君。

〔社会厚生常任委員長 三沢嘉男君 登壇〕

○社会厚生常任委員長（三沢嘉男君） 社会厚生常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第4号コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願の1件でありまして、これについて去る9月27日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第4号について、内容審査の結果、趣旨妥当として、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、請願第3号「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願を採決いたします。

請願第3号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第4号コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願を採決いたします。

請願第4号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

#### 日程第4 議員発案第6号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、議員発案第6号加茂市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

2番、大橋一久君。

〔2番 大橋一久君 登壇〕

○2番（大橋一久君） ただいま上程になりました議員発案第6号加茂市議会委員会条例の一部改正について御説明いたします。

これは、加茂市、加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会の共同設置を廃止することについてが議決されたことにより、その内容に合わせ、加茂市議会委員会条例の一部を改正するものです。

提出者は私、大橋一久、賛成者は森友和議員、森山一理議員、山田義栄議員、中野元栄議員、安武秀敏議員であります。

以下、条例案を説明いたします。

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

加茂市議会委員会条例（平成3年加茂市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第21条中、「公平委員会の委員長」を削る。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上、議員の皆様方の御賛同をいただきますようよろしく申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第6号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第6号加茂市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議員発案第7号から第11号まで

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、議員発案第7号から第11号までを一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

最初に、議員発案第7号コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について説明を求

めます。

4 番、中沢真佐子君。

〔4 番 中沢真佐子君 登壇〕

○4 番（中沢真佐子君） それでは、議員発案第 7 号コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書について御説明申し上げます。

提案者は私、中沢真佐子、賛成者は大橋一久議員、三沢嘉男議員、白川克広議員、浅野一明議員、山田義栄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

#### コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める意見書

長期化するコロナ危機の中で、営業自粛による中小業者の経営危機や労働者の解雇などが広がり、戦後最悪の不況に見舞われています。収入減で「1 日 1 食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」人たちが増えています。

全国でとりくまれている食料支援のとりくみやフードバンクには、職と住まいを失い、食べることもままならない人々が多数訪れ、米をはじめとする食料の配布が歓迎されています。

その一方、米をはじめとする農産物の需要が減少し、過剰在庫による価格低迷に農家が苦しんでいます。米では需要減を理由に史上最大の生産量の削減が実施されています。食べられない人々がいる一方で米を作らせない、こんな矛盾はありません。

アメリカは昨年、余剰になった農畜産物を買上げ、生活困窮者への食料支援に提供したのに続き、今年も低所得世帯やシングル家庭、貧困高齢者への食料配布補助など支援施策を強化しています。

日本では農林水産省が政府備蓄米を子ども食堂に無償提供していますが、「食育」の範囲の微々たる量に限られています。これではコロナ禍で苦しむ人々を救済することはできません。

いま、コロナ禍のなかで増えている生活困窮者への支援の拡充を求める声が与野党を超えて強まっています。

今こそ、政府の責任で行き場を失った農作物を、困窮する国民に提供する食料支援策を実施する時です。

#### 記

1. コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を講じてください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をいただきまして、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君） 続いて、議員発案第 8 号及び第 9 号コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書について説明を求めます。

3 番、橋本昌美君。

〔3 番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 議員発案第8号及び議員発案第9号を説明したいと思います。

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書を説明いたします。

最初は、国に対するものでございます。提出者、加茂市議会議員、橋本昌美、賛成者、佐藤俊夫議員、賛成者、大平一貴議員、賛成者、中野元栄議員、賛成者、樋口博務議員、賛成者、関龍雄議員。

なお、原文をもちまして説明といたします。

---

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び  
続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への就学支援金制度を充実してください。
  - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。
  - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をもちまして、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院

議長に対し送りたいと思います。

続いて、県に対する意見書でございます。

---

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び

続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、新潟県においては前年度予算において独自の学費軽減予算が約49%もの減額となり、制度の拡充もおこなわれませんでした。今年度はわずかな予算増額（約3%増）となったものの、助成対象はこれまでと変わらず年収250万円未満世帯の対象にとどまっています。そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、大きな学費の格差があります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、それぞれが「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

新潟県におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。
  - (1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。
  - (2) 国の支援が不十分な年収590万から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。
2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をもちまして、新潟県知事に対し意見書を送りたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 続いて、議員発案第10号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について説明を求めます。

1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） それでは、議員発案第10号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について御説明申し上げます。

提案者は私、森友和、賛成者は大橋一久議員、森山一理議員、山田義栄議員、中野元栄議員、安武秀敏議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

#### 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をいただきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終えます。

○議長（滝沢茂秋君） 続いて、議員発案第11号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書について説明を求めます。

2番、大橋一久君。

〔2番 大橋一久君 登壇〕

○2番（大橋一久君） ただいま上程になりました議員発案第11号コロナ禍による厳しい財政状況に対処

し地方税財源の拡充を求める意見書について御説明申し上げます。

提出者は私、大橋一久、賛成者は森友和議員、森山一理議員、山田義栄議員、中野元栄議員、安武秀敏議員であります。

以下、意見書の案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

---

#### コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣です。

以上、議員の皆様方の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第7号から第11号までについては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第7号から第11号までについては委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、白川克広君。

○6番（白川克広君） 2点確認いたします。

1点目ですが、第9号について説明内容と配付された資料に字句を訂正したのかどうか確認です。1の（1）、「未満世帯において、施設設備費」と資料にはあるのですが、説明では「施設整備費」と読んでおります。（2）においては、壇上で訂正の措置は取られませんが、「万」を入れて910万円という説明をしておりますが、まずこの点についてしっかりと修正、訂正したのかどうかを確認いたします。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 答弁いたします。

9号議案につきまして、（1）を再度読みますが、「年収590万円未満世帯において、施設整備費」と読みましたが、「施設設備費」の誤りでございます。

2つ目、（2）、国の支援が不十分な年収590万円から年収910円未満と改めたところでそう読んでしまいました。正しくは「年収910万円」でございます。

以上、訂正します。

○6番（白川克広君） 今気づいたのですけども、（2）のこれじゃ「円」が抜けているということではないのですね。590万円、今「円」をつけて「590万円から年収910万円」ということでよろしいわけですね。再度確認いたします。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 再度答弁いたします。

（2）については、正しくもう一度読ませていただきたいと思います。（2）国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。

以上でございます。失礼しました。

○6番（白川克広君） もう一点でございますが、5本ですか、宛先について各委員会でそれぞれ議論したかと思うのですが、どうも整合性がない。特に8号、9号は同じものを国と県に提出するのに対して、県については県知事だけなのです。組織論からいって議会から知事だけに意見書を出すのもちょっとおかしいもので、やはり県議会議長が頭に入って、県知事宛てという宛先になるのが妥当ではないかと思っております。ちなみに、第8号、国に対しては衆参両議長が入っております。

それと、順序であります。10号、11号については衆参議長が頭に入って、以下、内閣総理大臣以下関係大臣に入っております。やはりこうすべきだと私は思います。議会、立法から行政へ出すのではなく、やはり立法をまず頭に置いて、次に行政なり司法なりという序列に宛先をそろえるべきだと思います。各それぞれ、10、11はこのようではオーケーだと思いますが、そのほかについていかがでしょうか。

○議長（滝沢茂秋君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時44分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

では、今の6番、白川克広君の御質問に対しての答弁をお願いいたします。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） 答弁いたします。

この意見書の文案につきましては、提出者の意見を尊重して提出いたしました。

以上であります。

○6番（白川克広君） すみません、もう一つありました。11号、ささいなのでありますが、表題が「地方税財源の拡充を求める意見書」であるのに対して、本文のほう「地方税財源の充実を求める意見書」になっていますね。その点はどうでしょう。

○議長（滝沢茂秋君） 確認のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時56分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの6番、白川克広君の質問に対しての回答、答弁をお願いいたします。

〔2番 大橋一久君 登壇〕

○2番（大橋一久君） 御説明させていただきます。

案文では「充実」となっておりましたが、壇上におきましては「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の拡充を求める意見書」と御説明させていただきました。「拡充」に訂正をさせていただければと思います。

以上、御賛同賜りまして、意見書を提出させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第7号から第11号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の各案件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（滝沢茂秋君） 以上で本9月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 9月議会での御審議、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

まずもって、反対討論のありました50号議案、美人の湯の回数券、無料招待券の取扱いについてなのですが、まずやはり契約時にはっきりと明記していなかったことが、要は曖昧であったことが解釈に違いを生じたというふうにも思っております。今後このような契約等をするとき、本当にあらゆることを想定して契約等取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

また、総合計画につきましては賛成討論、反対討論とありました。大橋議員の賛成討論の中にもありましたとおり、これから笑顔あふれるまち加茂市をつくっていくために本格的にスタートすることになりますし、この総合計画は市民の皆様、審議会委員の皆様が多くの時間をかけて議論して、審議してつくってくださった計画でもあります。中沢議員の反対討論の中にもありましたけれども、まずSociety 5.0を基にしたDXを推進する流れというのは、アフターコロナを見据えて変わっていくものではないというふうにも思っておりますし、これを連合審査会のときでしょうか、御説明させていただきましたが、社会的弱者、またマイノリティーと言われている方がより社会参画しやすくなるように、より暮らしやすくなるように進めるものであります。また、将来像が書かれているところを改めて読ませていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと抜粋で、加茂市がこれから総合計画において力を入れていきたいもの、これは市民が生涯にわたって健康であること、そして教育や文化を大切にすることです。そして、市民の皆さんと共に価値観を共有していきたいもの、市民の皆さんとも行動していただきたいものとして、人と人とのつながりと支え合いを大切にすること、国籍や性別、年齢、障害の有無を超えた多様性、ダイバーシティーを受け入れる、それぞれの個性や魅力を生かしたインクルージョン、それをまちの原動力にすること、そして加茂の自然を大切にすること、そして地球環境にも寄り添う意識を持ち続けることということをお話しております。課題もたくさん書いておりますけれども、課題を直視しなければ課題を解決できないというふうに私自身思っております。ただ、こういった市民の健康を第一に考えること、そして教育や文化を大切にすることであったり、多様性を認めること、人と人とのつながり、支え合いを大切にすること、加茂の自然を守り、地球環境についても考えていくこと、そして社会的弱者と言われている、マイノリティーと言われている方が社会参画しやすいような社会、暮らしやすいような社会をつくっていくこと、このような価値観も否定されたようで非常に残念でありますし、そのような価値観を共有できないのかなという思いは持ちました。議員の皆さんにおかれましては、この総合計画の案は前もってお渡ししておりました、それまでに御意見も受け付けておりましたけれども、そのようなときに御意見もなく、急に今回このような反対があったというのはどのようなことだったのか、私にはなかなか理解に苦しむところもありますけれども、一方で様々な意見がある、自分と考えの違う人がいるのも事実で、そのような考えを受

け止め、よく聞いていくことも非常に重要なことだというふうに思っておりますし、そうやって意見を言  
い合う場があるということは非常に大切なことではないかなというふうに思っております。

次に、令和2年度の決算についてですが、まずもって認定をしていただきましてありがとうございました。市議会、そして市民の皆様からの御理解があって行財政健全化を進めていくことができ、財政状況につ  
きましてはその効果が少しずつ現れてきたと思っております。しかし、公共施設の現状を直視すれば、決して安堵できる数字ではありません。引き続き本当に必要なものと無駄なものの見極めをして、健全な  
財政運営に努めてまいります。

そして、初日に上程いたしました教育委員会委員の任命につきまして御同意いただき、感謝申し上げます。9月30日に任期満了となりました金澤理久夫氏におかれましては、24年間にわたり教育委員を務  
めてこられ、教育長職務代理も担っていただきました。加茂市の教育行政に多大なる御尽力を賜りましたこと、感謝の念に堪えません。常に温かいまなざしで子供たちを見詰め、子供たちの力を信じ、行動され  
てきた金澤氏のお姿を私たちも追いかけていきたいという思いです。今後も多方面で御活躍されることを  
心から願っております。そして、新しく教育委員会委員になられた太田正純氏におかれましては、これまで  
で教員、学校長、保護司、保育園園長など様々なお立場で御活躍されています。今後も多様な視点で加茂  
市の教育行政を推進してくださることと御期待申し上げます。

先ほど討論ありました総合計画でありますけれども、基本構想の御議決ありがとうございました。これ  
から本格的に笑顔あふれるまち加茂の実現に向けて市民の皆様と共に本格的に動き出します。今の加茂市  
に決定的に足りていないのは、加茂市が外からどう見られているかという視点です。内向きなだけでは何  
においても加茂市を知ってもらい、選んでもらうことはできません。私も市の職員も同様です。私は、こ  
れまで加茂市の変革期に大きな混乱を招かないよう市内への発信をかなり意識してきました。これからは  
それだけでは足りないと感じています。政策推進室もできました。これからの新しい市役所の動きが市  
民の皆様のためになるよう、そして外にも伝わるよう力を尽くしてまいります。

20日間の御審議、大変どうもありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて令和3年加茂市議会9月定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会